

平成二十年十二月十六日受領  
答弁第三二二〇号

内閣衆質一七〇第三二〇号

平成二十年十二月十六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員山井和則君提出「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」及び政府の対応に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山井和則君提出「記録訂正により年金受給権を得ることとなる方に対する年金見込額の試算」及び政府の対応に関する第三回質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「全額」が、五年の消滅時効が完成していない年金と、厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（平成十九年法律第百十一号）に基づき支払われる年金の合計額であるとすれば、社会保険オンラインシステム上の記録によると、本年十二月十日現在で、御質問にある番号2及び35の者を除き、全額の支払手続が終了している。その支払金額は、番号1の者について五百九十七万六千五十円、番号3の者について百十九万八千五百五十円、番号4の者について二百六十六万三千四百十六円、番号5の者について百六十三万七千七百円、番号6の者について千四百四十七万六千八百四十九円、番号7の者について二十七万四千九百五十円、番号8の者について千二百三十五万八千八百八十八円、番号9の者について四百七十五万七千四百九十八円、番号10の者について二十四万四千二百二十四円、番号11の者について三十二万三千六百七十五円、番号12の者について四十五万五千三十三円、番号13の者について二百二十二万八千四百六十六円、番号14の者について二百八十六万六千八百八十六円、番号15の者について

百十六万五千五百四十九円、番号16の者について百三十三万七千六百四十一円、番号17の者について九百七十六万四千百十六円、番号18の者について二百三十四万九千九百九十一円、番号19の者について三百二十二万三千六十六円、番号20の者について百五十七万八千六百円、番号21の者について千百四十九万三千五百六十六円、番号22の者について二百二十二万百四十九円、番号23の者について四百三十一万八千七百三円、番号24の者について四十二万五千二十五円、番号25の者について三百八十一万四千五百三十三円、番号26の者について七百五万六千五百九十九円、番号27の者について五万八千五百五十円、番号28の者について八十一万八千七百七十四円、番号29の者について五十一万五千八百六十五円、番号30の者について百五十九万二千二十四円、番号31の者について千六百二十一万七千三百八十一円、番号32の者について八百八十四万五千四百五十五円、番号33の者について八百八十四万二千九百六十六円、番号34の者について百九十一万四千五百三十三円である。

また、番号2の者については、今後、御遺族に対し、千十九万七千六百四十七円の未支給の年金をお支払いする予定であり、番号35の者については、これまでのところ年金の裁定請求が行われていない。

三について

お尋ねの訪問調査結果については、本年中に取りまとめを終える予定であるが、その公表の時期については、現時点では未定である。

四から六までについて

お尋ねについては、本年十一月十日に御遺族から提出された年金受給権者死亡届により、番号2の者は同月三日に亡くなられていたことが明らかとなり、同月二十六日に、社会保険事務所の職員が御遺族にお会いし、謝罪を行ったものである。また、その際に、御本人は本年春から入院されていたことをお聞きしたものである。

なお、一及び二についてでお答えしたとおり、今後、御遺族に対し、千十九万七千六百四十七円の未支給の年金をお支払いする予定である。